

豊橋技術科学大学の新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動基準 (2022.10.1~適用)

レベル変更の判断は、国・愛知県、豊橋市及び本学における状況等を総合判断の上、新型コロナウイルス感染症危機対策本部において決定します。
また、状況等に応じて、項目ごとにレベルを変更する場合があります。

レベル	授業	研究室における学生との教育研究活動 (系、研究所、センター)	教員個人の研究活動 研究所、センターの活動 (左記除く)	事務職員の業務	課外活動	学内会議	出張等	施設利用・構内入構
0 (終息)	●通常どおり	●通常どおり	●通常どおり	●通常どおり	●通常どおり	●通常どおり	●通常どおり	●通常どおり
1 (警戒)	<ul style="list-style-type: none"> ●基本的な感染対策の徹底、「新しい生活様式」の実践の上、原則として対面授業を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ●基本的な感染対策の徹底、「新しい生活様式」の実践の上、活動。 	<ul style="list-style-type: none"> ●基本的な感染対策の徹底、「新しい生活様式」の実践の上、活動。 	<ul style="list-style-type: none"> ●基本的な感染対策の徹底、「新しい生活様式」の実践の上、活動。 	<ul style="list-style-type: none"> ●基本的な感染対策の徹底、「新しい生活様式」の実践の上、活動。 	<ul style="list-style-type: none"> ●基本的な感染対策の徹底、「新しい生活様式」の実践の上、会議開催。 ・オンライン・メール会議の活用も可とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●基本的な感染対策の徹底、「新しい生活様式」の実践の上、出張・旅行・移動を可とする。 ・感染リスクの高い場所への旅行・移動は慎重に。 	<ul style="list-style-type: none"> ●基本的な感染対策の徹底、「新しい生活様式」の実践の上、学生、教職員及び学外者の施設利用・構内入構可とする。 また、図書館、研究所、センター等学内施設は、開館とする。
2 (中度警戒)	<ul style="list-style-type: none"> ●感染拡大防止措置の上 ・新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、授業の実施 ・遠隔授業の積極的利用 ・対面授業の制限 → (教室収容定員50%) ・演習・実習の制限 → (教室収容定員50%) <p><新しい生活様式等の実践・励行の徹底> (別紙A参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●感染拡大防止措置の上 ・在宅勤務を活用し、オンライン活用による必要な活動の継続 <p><新しい生活様式等の実践・励行の徹底> (別紙B, D参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●感染拡大防止措置の上 ・一居室での人数を減らすなど新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、必要な業務の継続 <p><新しい生活様式等の実践・励行の徹底> (別紙B, D参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●感染拡大防止措置の上 ・時差出勤の活用 ・在宅勤務の活用 ・別室の活用 <p>*研究室内での行動履歴・健康履歴記録の徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●感染拡大防止措置の上 ・活動前の健康チェック（倦怠感・息苦しさ・発熱がないことの確認）及び新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、課外活動の実施 <p>★許可制 <活動前の健康チェックの徹底></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●感染拡大防止措置の上 ・活動前の健康チェック（倦怠感・息苦しさ・発熱がないことの確認）及び新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、必要な会議の実施 <p>★許可制 <活動前の健康チェックの徹底></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●感染拡大防止措置の上 ・原則、緊急事態宣言発令区域及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域への出張・旅行・移動の禁止 ・ただし、やむを得ない事情がある場合及び緊急性を要する場合に、出張・旅行・移動を認める場合がある。 (別紙3参照) <p>★出張：許可（命令） ★旅行・移動：相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言発令区域に出張・旅行・移動した場合、1週間は在宅学習・在宅勤務を求め、できる限り人との接触機会を少なくするとともに、毎朝体温を測定し、記録すること。 ・まん延防止等重点措置を実施すべき区域に出張・旅行・移動した場合、1週間は毎朝体温を測定し、記録すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●一部制限 <学生・教職員> ・新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、施設利用・構内入構可 *公共交通機関利用も可 <学外者> ・原則、施設（図書館、研究所、センター等）利用・構内入構禁止 ・ただし、大学の機能の維持、教育研究活動の継続等に必要な打合せ、物品の納入、工事施工、取材等は構内入構を認めることができる。 <図書館、研究所、センター> ・新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、施設開館 <p><新しい生活様式等の実践・励行の徹底> (別紙B, D参照)</p>

3 (中高度警戒)	<ul style="list-style-type: none"> ●遠隔授業中心 ●ただし、対面での実施が必要な少人数の実験・実習等については、感染拡大防止対策を徹底の上、実施可とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●感染拡大防止措置の上 <ul style="list-style-type: none"> ・在宅勤務を積極的に活用し、オンライン活用による必要な活動の継続 ●ただし、大学内での活動継続が必要な場合は、新しい生活様式等の実践・励行を条件に、実施することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・研究室所属学生等については、研究室責任者（教員）の判断とする。 *スタッフの研究室内での滞在時間に可能な限り抑える。 *勤務者は、できる限り人ととの接触機会を少なくするよう慎重に対応 *研究室内での行動履歴・健康履歴記録の徹底 <新しい生活様式等の実践・励行の徹底> (別紙B, ガイドライン参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ●感染拡大防止措置の上 <ul style="list-style-type: none"> ・在宅勤務を積極的に活用し、オンライン活用による必要な活動の継続 ●ただし、大学内での活動継続が必要な場合は、新しい生活様式等の実践・励行を条件に、実施することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・研究室所属学生等については、研究室責任者（教員）の判断とする。 *スタッフの研究室内での滞在時間に可能な限り抑える。 *勤務者は、できる限り人ととの接触機会を少なくするよう慎重に対応 *研究室内での行動履歴・健康履歴記録の徹底 <新しい生活様式等の実践・励行の徹底> (別紙B, ガイドライン参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ●感染拡大防止措置の上 <ul style="list-style-type: none"> ・一居室での人数を減らすなど、新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、必要な業務の継続（出勤者30%削減目途） ・時差出勤の活用 ・在宅勤務の活用 ・別室活用 ●ただし、期間中に行うべき重要な業務は、新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、上記以上の出勤者による業務の継続を認める。 <ul style="list-style-type: none"> *勤務者は、できる限り人ととの接触機会を少なくするよう慎重に対応 ★届出制 	<ul style="list-style-type: none"> ●活動禁止 ●ただし、すでに競技会への参加が決定している等中止が難しい活動等については許可することがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●原則、オンライン・メールによる会議の実施 ●ただし、やむを得ない事情がある場合、緊急性を要する場合は、数名程度で新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、対面会議も可能とする。 (別紙3参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ●感染拡大防止措置の上 <ul style="list-style-type: none"> ・原則、緊急事態宣言発令区域及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域への出張・旅行・移動の禁止 ・ただし、やむを得ない事情がある場合及び緊急性を要する場合に、出張・旅行・移動を認める場合がある。 (別紙3参照) ・上記以外の不要不急の出張・旅行・移動の自粛 ★出張：許可（命令） ★旅行・移動：相談 ・緊急事態宣言発令区域に出張・旅行・移動した場合、1週間は在宅学習・在宅勤務を求める限り人ととの接触機会を少なくするとともに、毎朝体温を測定し、記録すること。 ・まん延防止等重点措置を実施すべき区域に出張・旅行・移動した場合、1週間は毎朝体温を測定し、記録すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●一部制限 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員 ・新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、施設利用・構内入構可 ・公共交通機関利用も可 ・学生 <ul style="list-style-type: none"> ・対面で必要な少人数の実験・実習等を受ける場合、研究室等における教育研究活動、就職指導等を受ける場合は、入構可 *公共交通機関利用も可 ・学生宿舎等の入居者は、上記以外の不要不急の施設利用は禁止（食堂等、散歩等は可） ・学外者 <ul style="list-style-type: none"> ・原則、施設利用・構内入構禁止 ・ただし、大学の機能の維持、教育研究活動の継続等に必要な物品の納入、工事施工、取材等は構内入構を認めることができる。 <新しい生活様式等の実践・励行の徹底> <図書館、研究所、センター> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい生活様式等の実践・励行の徹底し、施設開館（別紙B, D参照）
4 (緊急事態)	<ul style="list-style-type: none"> ●遠隔授業のみ <ul style="list-style-type: none"> ・原則、自宅で遠隔授業を受講 	<ul style="list-style-type: none"> ●大学内の活動の中止 <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン活用による活動の継続 ●ただし、大学の機能を最低限維持するための活動は、新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、大学内での継続を認める場合がある。（別紙1参照） <ul style="list-style-type: none"> (出校者(教員・学生) 80%削減) *勤務者は、できる限り人ととの接触機会を少なくするよう慎重に対応 ★許可制 <新しい生活様式等の実践・励行の徹底> 	<ul style="list-style-type: none"> ●大学内の活動の中止 <ul style="list-style-type: none"> ・在宅勤務による活動の継続 ●ただし、大学の機能を最低限維持するための活動は、新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、大学内での継続を認める場合がある。（別紙1参照） <ul style="list-style-type: none"> (出勤者80%削減) *勤務者は、できる限り人ととの接触機会を少なくするよう慎重に対応 ★許可制 <新しい生活様式等の実践・励行の徹底> 	<ul style="list-style-type: none"> ●大学内の活動の中止 <ul style="list-style-type: none"> ・最小減の出勤者による業務の継続（出勤者80%削減） ・その他は、在宅勤務 ●ただし、大学の機能を最低限維持するための業務は、新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、上記以上の出勤者による業務の継続を認める場合がある。（別紙1参照） <ul style="list-style-type: none"> (出勤者80%削減) *勤務者は、できる限り人ととの接触機会を少なくするよう慎重に対応 ★許可制 <新しい生活様式等の実践・励行の徹底> 	<ul style="list-style-type: none"> ●活動禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ●オンライン・メールによる会議のみ ●ただし、緊急性を要する場合は、数名程度で新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、対面会議も可能とする。 (別紙3参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ●出張・旅行・移動の禁止 ●ただし、やむを得ない事情がある場合、緊急性を要する場合に、出張・旅行・移動を認める場合がある。（別紙3参照） ・緊急事態宣言発令区域に出張・旅行・移動した場合、1週間は在宅学習・在宅勤務を求める限り人ととの接触機会を少なくするとともに、毎朝体温を測定し、記録すること。 ・まん延防止等重点措置を実施すべき区域に出張・旅行・移動した場合、1週間は毎朝体温を測定し、記録すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●学生・教職員、学外者 <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用・構内入構禁止 ・学生宿舎等の入居者は、不要不急の施設利用は禁止（食堂等、散歩等は可） ●ただし、大学の機能を最低限維持するため、施設利用・構内入構を認める場合がある。（別紙1, 2, 3, 4参照） <ul style="list-style-type: none"> その場合、公共交通機関での構内への入構は原則禁止 ★許可制 <ul style="list-style-type: none"> ・原則、閉館。ただし、大学の機能を最低限維持するため、一部の施設を開館する場合がある。 <新しい生活様式等の実践・励行の徹底>

★届出制、許可制の流れ→研究室等(研究指導教員等)→系・研究所長、センター長→研究担当理事・教学担当理事、事務関係は課長一次長→局長、課外活動関係は顧問→担当副学長、出張等は当該者→所属長等

●教職員は、レベル4となった場合であっても、基本的には引き続き勤務（在宅勤務等）し、学生の学修機会を確保するための教育活動、必要な研究活動、事務事業は継続

●教員系の非常勤職員は、教員個人の研究活動、研究所、センターの活動、事務局系の非常勤職員は、事務職員の業務に準じてください。

●出勤者は、緊急事態宣言発令区域（愛知県内および通勤圏内（湖西市、浜松市など））への出張について、帰農後1週間の待機は不要です。

●外部者（非常勤講師）について、愛知県内からは来学可とします（通勤圏内（湖西市、浜松市など）も可）。

●出張・旅行・移動する場合には、できる限り人ととの接触機会をなくし、出張等先の自治体等で出されている要請や注意事項を遵守するとともに、出張先の意向を確認してください。

●海外渡航については、外務省（海外安全ホームページ）、厚生労働省（水際対策の抜本的強化に関するQ&A）、法務省 出入国在留管理庁（新型コロナウイルス感染症関連情報）等、関係各省の通知等に従い対応してください。

(別紙4)

- 大学の機能を最低限維持するために施設利用・構内入構を認める場合

- ・別紙1
- ・別紙2
- ・別紙3の会議
- ・食堂、売店等、飲食を学生・教職員に提供する場合
- ・事故への対応が必要となった場合 等

(別紙5)

学生・教職員 各位

2022年5月23日

学長 寺嶋一彦

学生の海外渡航について

新型コロナウイルス感染症について、依然として警戒が必要な状況ですが、海外留学・研修等の修学機会を可能な限り確保するため、基本方針を以下のとおりとします。

- 1) 海外留学・研修は、外務省「感染症危険情報」の「レベル1」以下の国・地域への海外渡航を原則とする。
- 2) ただし、外務省感染症危険情報「レベル2」又は「レベル3」が発出されている国・地域への渡航であっても、留学・研修（海外実務訓練、国際会議・学会出席含む）目的の場合は可とします。その場合、渡航の必要性について、事前に指導教員・事業者担当教員・事務担当と必ず相談してください（特に、感染症危険情報「レベル3」発出国・地域への渡航については、渡航の必要性の十分な検討が必要となります）。
- 3) 私事渡航は、上記1)と同様の方針とする。レベル2以上の国・地域への海外渡航は、自粛（原則、渡航不可）とする。

※（参考）渡航前の確認事項

- ・渡航先国/地域の入国条件
(新型コロナワクチン接種の要否等)
- ・渡航先国/地域のコロナウイルス感染等の状況（外務省感染症危険情報等）
- ・派遣先大学等の情報把握、行動制限の有無等
- ・事前提出書類
- ・誓約書（本学独自/JASSO様式）
- ・海外渡航届
- ・出張依頼（該当する場合）
- ・日本帰国時の防疫措置・待機期間の有無等の把握

（事業担当）

○JASSO海外留学支援制度：学生課留学生係

内線：6546/6866/2079

○海外実務訓練：教務課連携教育支援係

内線：3081/6595

○トビタテ！留学JAPAN事業、海外渡航届：学生課留学生係

内線：6546/6866/2079

○出張手続き：研究推進・社会連携課学系係

内線：6505/2019